

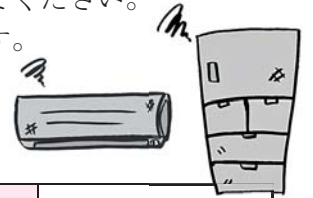
# エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などを処分するには



問 まちづくり支援課 環境衛生係 ☎⑤1 6726

不要になったエアコン・室外機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の「家電4品目」は、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられているため、次の方法で処分してください。

※処分にはリサイクル料金のほか、回収を依頼する場合、収集運搬料金がかかります。



## 対応可能な廃棄物処理業者

買い替える場合	新しい製品を購入する販売店へ依頼してください。
処分みの場合	製品を購入した販売店か廃棄物処理業者へ依頼してください。

引き取り場所へ運搬する場合は、郵便局で家電リサイクル料金を振り込みの上、引き渡してください。



不法投棄や無許可の回収業者への依頼は違法です。

(有)エコサービス 西十六番町29-9 ☎②9741	県南清掃(株) 三本木字野崎40-370 ☎③4351	(株)みどり 相坂字高清水78-455 ☎③9199
(株)遠藤商店 東十六番町5-3 ☎③4850	(株)十和田ビルサービス 赤沼字下平437-9 ☎③4982	(有)十和田環境サービス 相坂字高見125-25 ☎②7573
田中車輛(株) 三本木字中楯43-4 ☎②6210	(有)十和田クリーンサービス 赤沼字沼袋174-9 ☎⑤7451	(有)マルトシ運輸 法量字淵瀬56 ☎⑦2966

## あなたの街の

# 法律相談

～第47回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**介護と相続**」です。

問 まちづくり支援課 ☎⑤1 6777

**Q** 長年、父の介護をしていました。父は亡くなりましたが、相続で金銭的に評価されないのでしょうか。

**A** 相続人の中で「特別の寄与」をした人には、相続分とは別に「寄与分」が認められます。しかし、特別の寄与と認められるためのハードルは高く、「通常期待される程度を超える」ことが条件となっています。子として単に介護していただけであれば、寄与分は認められないでしょう。

**Q** 長年、夫の親（義父）の介護をしていました。重度の認知症だったので、私が仕事を辞めて付きっきりで介護をしていて、ヘルパーを頼まずに済んでいました。義父は亡くなりましたが、私は何も受け取れないのですか。

**A** このような介護は「特別の寄与」に当たりますが、寄与分は相続人だけに認められている制度なので、結局のところ、あなた（故人の子の妻）に寄与分は認められません。もっとも、令和元年7月1日以降に亡くなったのであれば、民法改正により「特別寄与料」が認められます。

**Q** 特別寄与料とは何ですか。

**A** 相続人以外でも、故人の親族で財産的貢献をした人に認められる権利です。相続人（先のQで言うと、義母や夫の兄弟姉妹）全員に対して請求することになります。

**Q** どのように特別寄与料を請求するのですか。

**A** まずは相続人と話し合ってください。話し合いがまとまらないようであれば、家庭裁判所に手続きを申し立てましょう。ただし、早ければ故人の死去から6カ月で特別寄与料は請求できなくなるので、注意が必要です。

**Q** 特別寄与料はいくら請求できますか。

**A** 話し合いであれば、お互いが納得する金額になります。ただ、財産的貢献を前提とした制度ですから、あなたの介護によってヘルパー代をいくら節約できたかなどが目安になります。生前から介護の日誌を付けたり、領収書を取っておくと良いでしょう。

(文責・弁護士 十枝内 亘)  
弁護士法人十枝内総合法律事務所  
☎②14005